HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	同盟市戦争後のケンスス（戸口調査）と文書行政の進展
Author(s)	砂田, 徹
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 147, 1(右)-40(右)
Issue Date	2015-12-21
DOI	https://doi.org/10.14943/bgsl.147.r1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60412
Type	departmental bulletin paper
File Information	147_01_sunada.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

10.14943/bgsl.147.r1

同盟市戦争後のケンスス（戸口調査）と文書行政の進展

砂田徹

はじめに

古代ローマがイタリア支配を進めるにあたって、人的資源の掌握がいかに重要な意味合いを持っていたかは縷々述べるまでもないだろう。ローマではすでに王政期からケンススと呼ばれる戸口調査が実施されていたと伝えられている（Liv. 1. 44. 2; Dion. Hal. 4. 22. 2; Eutrop. 1. 7）。ケンススは軍務へと向けての市民団の査定を目的としていたが、前四四三年以降になると新設の監察官がこの任務を担うこととなる。史料にはその時々の市民数も挙げられている（表1参照）。ローマはまたイタリア内外の戦争に際して、イタリアの同盟国（ラテン植民市、同盟市）から軍隊の提供を受けていた。そこでそれら同盟国の人的資源にも強い関心を示し、ときに各地のケンススへと介入することさえあった。ローマ市民のみならず、イタリア全体の人的資源の掌握が問題となっていたのである。さらに帝政の成立と

のかかわりでは、帝国全体にわたって人を数え上げることの行政的・イデオロギー的機能が強調され、この点におけるアウグストゥスの革新性が指摘されている。[1]

さて、私は以前、「ヘラクレアの青銅板」の検討を中心に据えて、ローマによるイタリア支配とケンススの関連性を考察したことがある。[2] それは本来、同盟市戦争にともなうローマ市民権の拡大という一大転換点にあって、ケンススがどのように変容したのかを明らかにしようとする試みであった。しかし、残念ながらこの作業は不十分なままに終わった。その主たる理由は、同盟市戦争以前のケンススの実態がどうであったかに関して大きな論争があり、前稿がもっぱらその検討に終始したからである。「ヘラクレアの青銅板」には地方都市ごとのケンススの実施といった貴重な情報が含まれているが（本稿第一章参照）、それを適切に評価するにはどうしても同盟市戦争以前のケンススの実態を正確に知る必要があったのである。

前稿を受け本稿は、同盟市戦争後のイタリア再編という文脈の中でケンススの変容を改めて検討していくことを課題としている。その際、前七〇年以降のケンススの中断との関連にとくに注目したので、まずはこの点から説明していこう。前一世紀に入ると、ローマのケンススが不規則となることが知られている。五年に一度という原則が大きく乱れるのである。とりわけ前九一年に勃発した同盟市戦争以降にこの傾向は顕著であり、前八六年にケンススが行われた後、つぎのケンスス実施は前七〇年のことであった。しかも共和政期ローマのケンススはこの前七〇年を最後に長らく中断し、次回のケンススは前二八年となる。実施にあたったのはアウグストゥス（オクタウィアヌス）であり、アグリッパを同僚とした前二八年のケンススはもはや実質的に帝政期の出来事といってよいだろう。もっとも、その間ケンススが全く実施されなかったわけではない。前六五年、前六四年、前六一年、前五五年そして前五〇年と

表1　古代ローマのケンスス（戸口調査）

実施年	人数	史料
前 508	130,000	Dion. Hal. 5. 20.
前 503	120,000	Hieronym. Ol. 69. 1.
前 498	150,700	Dion. Hal. 5. 75.
前 493	110,000	Dion. Hal. 6. 96.
前 474	103,000	Dion. Hal. 9. 36.
前 465	104,714	Liv. 3. 3.
前 459	117,319	Liv. 3. 24; Eutrop. 1. 16.
前 393/2	152,573	Plin. *NH*. 33. 16.
前 340/39	165,000	Euseb. Armen. Ol. 110. 1. (Hieronym. Ol. 110. 1: 160,000)
前 323 頃	250,000（？）	Liv. 9. 19. 2.
前 294/3	262,321	Liv. 10. 47.
前 289/8（？）	272,000	Liv. *Per*. 11.
前 280/79	287,222	Liv. *Per*. 13.
前 276/5	271,224	Liv. *Per*. 14.
前 265/4	292,334	Eutrop. 2. 18. (Liv. *Per*. 16: 382,233)
前 252/1	297,797	Liv. *Per*. 18.
前 247/6	241,712	Liv. *Per*. 19.
前 241/0	260,000	Hieronym. Ol. 134. 1. (Euseb. Armen. Ol. 134. 3: 250,000)
前 234/3	270,713	Liv. *Per*. 20.
前 209/8	137,108(237,108？)	Liv. 27. 36.
前 204/3	214,000	Liv. 29. 37.
前 194/3	143,704(243,704？)	Liv. 35. 9.
前 189/8	258,318	Liv. 38. 36. (Liv. *Per*. 38: 258,310)
前 179/8	258,794	Liv. *Per*. 41.
前 174/3	269,015	Liv. 42. 10. (Liv. *Per*. 42: 267,231)
前 169/8	312,805	Liv. *Per*. 45.
前 164/3	337,022	Liv. *Per*. 46. (Plut. *Paul*. 38: 337,452)
前 159/8	328,316	Liv. *Per*. 47.
前 154/3	324,000	Liv. *Per*. 48.
前 147/6	322,000	Euseb. Armen. Ol. 158. 3.
前 142/1	327,442	Liv. *Per*. 54.
前 136/5	317,933	Liv. *Per*. 56.
前 131/0	318,823	Liv. *Per*. 59.
前 125/4	394,736(？294,336)	Liv. *Per*. 60.
前 115/4	394,336（？）	Liv. *Per*. 63.
前 86/5	463,000	Hieronym. Ol. 173. 4.
前 70/69	910,000	Phlegon (Jacoby no. 257)F. 12. 6. (Liv. *Per*. 98: 900,000)
前 28	4,063,000	*RG*. 8. 2.
前 8	4,233,000	*RG*. 8. 3.
後 14	4,937,000	*RG*. 8. 4. (*Fasti Ostienses*: 4,100,900)

＊Brunt(1971/1987), 13-14, Table Ⅰより一部修正の上作成

何度か監察官が選出されケンススが試みられながらも、ルストルム（大祓の儀）と呼ばれる最終的な完了儀式にまでいたらなかったのである。[3] ケンススはローマ市民の社会生活・政治生活全般と密接にかかわる重要な制度であっただけに、ケンススが実施されないにもかかわらず、どのようにしてローマ当局は市民団とかかわる諸問題に対処しえたのか、言い換えるならば、ケンススが実施されないにもかかわらず何故不都合が生じなかったのかは、少なくとも私にとって大きな謎となっていた。

もちろん、ケンススのこの「中断」をめぐってはこれまでにも多くの見解が提出されてきた。真っ先に思い浮かぶ説明は、ローマの支配者層がこれにより新市民の民会参加を妨げ、彼らの政治的影響力を骨抜きにしようとしたというものであろう。[4] ケンススをもとにした財産額の査定がなければ、執政官や法務官の選出を担うケントゥリア民会での投票が不可能であったと考えられるからである。しかしながら、同盟市戦争のみならず、新市民のトリブス配分をめぐって「内乱」まで体験したローマの支配者層が、このような形での解決を望んでいたとは思えない。[5] そもそもケンススの中断により、新市民だけではなく旧市民のデータも前七〇年の時点で「凍結」してしまうだけに、それにもかかわらずローマ社会がどのようにして動きえたのかという疑問は依然として残るのである。そこで、前七〇年のデータがなんらかの形でアップデートされながら利用されたのではないかとする有力な見解がある。[6] なるほど従来のケンススにおいても、監察官は全くのゼロからケンススを始めたのではなく、前回のデータをなんらかの形で利用していたのではないかと考えられている。[7] また、新たに一七歳となる軍務資格者の把握のためには、毎年名簿の自動更新も必要であったことだろう。[8] 前八六年から前七〇年までの一五年程度の中断はこれで説明がつくかもしれない。だが、前七〇年以降のケンススについては中断した期間があまりにも長いだけに、この種のやり方には限界があったよ

うに思える。

このような研究状況にあって、全く異なった視角からこの問題にアプローチしたのがP・A・ブラントである。ブラントは、ルストルムは終了しないものの市民の登録は完了したケンススがいくつかあったのではないかと考え、そのような場合、民会を開催する政務官はそのデータを用いることができたのではないかとした[9]。一見したところ奇異な印象を与える説であるが、ポイントは、従来一体のものと考えられてきた市民の登録とルストルムとをひとまず切り離して理解した点にある。E・ロ・カッショはこのブラントの見解をさらに発展させ、ケンススをregistrazioneとenumerazioneの二段階に区分した上で、ルストルムがかかわるのはこのうちのenumerazioneの段階であり、ルストルムにいたらなくともregistrazioneは有効であったと主張した[10]。この「ブラント-ロ・カッショ説」はその後広く受け入れられているようには見えないが[11]、前七〇年以降のケンススの中断を解明するにあたり、いまやケンススの手続き次元へと踏み込んだ考察が必要とされているのは確実といえよう[12]。

以上の概観からもわかるように、前七〇年以降のケンススの中断という現象は、同盟市戦争後の市民権の拡大およびそれにともなうケンススの変容と密接に結びついている。両者を関連づけてこそ双方の理解は深まるものと思われるが、従来の研究では、この点への配慮が皆無ではないまでも弱かったのではないか。そこで以下、前七〇年以降のケンススの中断との関連性に留意しながら、同盟市戦争後のケンススについて考察していくことにしたい。まず第一章では、「ヘラクレアの青銅板」を取り上げ、前稿で明らかにした内容を確認しておく。「ヘラクレアの青銅板」には本稿にとってもなお重要な情報が含まれているからである。ついで第二章では、デモグラフィ（人口動態・歴史人口学）に関する研究動向を紹介する。最近のデモグラフィ研究の進展には目を見張るものがあり[13]、本稿とも関連する貴

重な成果が生み出されてきているからである。具体的には、前述のケンススの手続きと並んで、複数の名簿といった論点が重要となってこよう。最後に第三章では同時代史料であるキケロの法廷弁論を取り上げ、第二章での考察を補強することとしたい。

第一章「ヘラクレアの青銅板」再説

ヘラクレア（ヘラクレイア）は、前四三三年に建設されたタレントゥム人の植民市である。前二七八年にローマと同盟関係に入った後、ハンニバル戦争期の一時的な離反を経て、前八九年ユリウス法によりローマ市民権を付与された[14]。キケロの記述によれば、その際、ネアポリス人同様にヘラクレア人の間ではユリウス法に同意するかどうかをめぐって大論争があったという（Cic. *Balb.* 21）。イタリア人にとってローマ市民権の獲得が必ずしも最優先の事項ではなかったことを窺わせる事件である。

さて、「ヘラクレアの青銅板」（Tabula Heracleensis）と呼ばれる碑文は[15]、この南イタリアの古代都市の近郊で発見されたものであり、神殿領に関する内容を刻んだギリシア語碑文の裏面に刻まれている。ちなみに、表面のギリシア語碑文に関しては伊藤正氏による詳細な研究がある[16]。それによると、ギリシア語碑文は二枚あり、それぞれ一八七行と一一一行からなるが、いずれも前四世紀末ないし前三世紀初めに年代づけられるという。一方、現存するラテン語碑文は、上記ギリシア語碑文一枚の裏面に刻まれたものであり、こちらは全体で一六三行からなる。ただしテキストの開始部分については、他の青銅板に刻まれていた可能性も指摘されている。内容的には、八三〜一六三行が地方

共同体（municipium, colonia, praefectura, forum, conciliabulum）の政治・行政制度にかかわるものとして一定のまとまりを持つものの（第三〜第五セクション）、一〜一九行は、都市ローマにおけるなんらかの申告（professiones）の手続きと穀物分配についての規定（第一セクション）、また二〇〜八二行にかけては、都市ローマにおける道路の補修とその監督、道路の使用、公用地（loca publica）の使用についての規定といったように（第二セクション）、全体ははなはだしく一貫性を欠くものとなっている。[17]

このような内容を持つ「ヘラクレアの青銅板」のうち、本稿にとって重要なのは、地方共同体で実施されるべきケンススについて規定した一四二〜一五八行にかけての部分、いわゆる第四セクションである。その内容を箇条書きにするならば、そこには大略つぎのようなことが書かれている。[18]

（a）イタリア内にある自治都市、植民市、プラエフェクトゥラの最高公職者は、ローマでケンススが行われることを知った日の翌日から数えて六〇日以内に、自市のケンススを行うべきこと（一四二〜一四六行）。

（b）最高公職者は、ローマにおけるケンススの書式に倣って、氏族名、個人名、父親あるいはパトロンの名、トリブス名、家名、年齢、そして財産に関する申告を受け取るべきこと（一四六〜一四八行）。

（c）最高公職者は、これらの記録が自市の公文書（tabulae）に登録されるよう配慮すべきこと（一四八〜一四九行）。

（d）最高公職者は、都市参事会員により決定された使節を通して、これらの記録（liberi）を、ローマでケンススを行っている者のもとへと送るべきこと（一四九〜一五一行）。

（e）最高公職者は、ローマでケンススを行っている者がケンススを終える日より遅くとも六〇日前までに、使節が

彼らのもとに出頭しそれらの記録を提出するよう配慮すべきこと（一五一～一五三行）。

（f）監察官、あるいはローマでケンススを行う他の政務官は、使節が出頭した日の翌日から数えて五日以内に、使節から提供されるそれらの記録を受け取るべきこと（一五三～一五五行）。

（g）監察官その他は、それらの記録から公文書（tabulae）への転記がなされるよう配慮すべきこと。そしてそれらの公文書が、他のケンススの公文書が保管されたのと同じ場所に保管されるよう配慮すべきこと（一五五～一五六行）。

（h）複数の自治都市、植民市、プラエフェクトゥラに居住地を有しローマで査定を受けるであろう人物について規定することは、この法の意図するところではない（一五七～一五八行）。

ここには、ローマのケンスス全般にかかわる貴重な情報が含まれているが、「ヘラクレアの青銅板」の当該箇所がとりわけ注目されてきた理由は、そこに地方共同体ごとのケンススの実施、つまり「地方ケンスス」（local census）が謳われている点にある。というのも、ローマ市民のケンススは選挙同様に都市ローマで集中的に実施されていたと考えられてきた。ところが、（a）から（g）には、まさにそのケンススが地方共同体ごとに実施されるための手続きがかなり詳細に規定されているからである。ちなみに、（h）の内容は少々わかりづらいが、複数の居住地を持つ者はローマで（も）ケンススを受けることができたのではないかと解されている。

まずは、このラテン語碑文の年代から見ていこう。かつては一碑文の存在をもとに（*CIL* 5. 2864 = *ILS* 5406）、カエサルが制定した自治都市に関する一般法、すなわち「ユリウス都市法」（lex Iulia municipalis）なるものが想定されていた。そこで「ヘラクレアの青銅板」も、その法の一部か[19]、あるいはアントニウスがカエサルの草稿を死後に

有効化したものとされてきた。[20] しかし現在では、その種の「ユリウス都市法」の存在自体が疑問視され、[21] その結果、「ヘラクレアの青銅板」の成立もカエサル時代に特定するのではなく、同盟市戦争後から前四五年の幅でより広く捉えるのが主流となっている。[22] ただし、そこに含まれている内容となるとさらに時代が遡る可能性がある。E・シェーンバウアーの指摘以来、[23] 先に見たような雑多な内容からして、「ヘラクレアの青銅板」は先行するローマ法からの抜粋の寄せ集め（digest）とされる傾向にあるが、[24] そうなると、同盟市戦争以前の法からの抜粋がそこに含まれている可能性も考えられるからである。

前稿で詳しく論じたように、「ヘラクレアの青銅板」に見られるような方法が導入される以前に、ローマ市民のケンススがどのような形で実施されていたのかについては大きく見解が分かれている。国制史レベルでの一般的な記述においては、前述のようにケンススが都市ローマで集中的に実施されていたと捉える「集中ケンスス」説が優勢であるといえよう。[25] それに対して、A・J・トインビー[26]やブラントにより提起された「地方ケンスス」説、[27] すなわち「ヘラクレアの青銅板」以前においても、植民市や自治都市といったローマ市民の住む地方共同体ごとにケンススが実施されていたとする説も一定の支持を集めている。[28] とりわけC・ニコレは、すでに前三世紀以降、地方共同体ごとの戸口調査が実施されていたと強力に主張する論者である。[29]

このような見解の相違は、当然のことながら「ヘラクレアの青銅板」の内容理解にも大きく影響してくる。というのも、そこに含まれる「集中ケンスス」の規定に関して、「集中ケンスス」説ではそれを同盟市戦争後に導入された新たな措置とすれば説明がつくが、「地方ケンスス」説ではそうはいかないからである。ところが、従来の「地方ケンスス」説ではこの点の説明が不十分であり、同盟市戦争以前から「地方ケンスス」が実施されていたという知見が

青銅板の内容理解に十分反映されていないように思われた。そこで前稿では、「地方ケンスス」説を支持する立場から、「ヘラクレアの青銅板」の「地方ケンスス」に関する規定こそがそれ以前から地方共同体ごとに実施されていた方法であり、前八九年のローマ市民権付与にともない新たに自治都市となったヘラクレアの都市当局は、向後のケンススのための指針あるいはメモとして当該規定を碑文の第四セクションに刻んだのではないかと結論づけたのであった。これは先述の「抜粋の寄せ集め」といった性格とも合致する。

このような結論自体は現時点でも変更の必要性はないと私は考えている。だがそうなると、同盟市戦争後のイタリア再編とのかかわりで少々厄介な問題が生ずる。同盟市戦争後のイタリア再編という文脈で理解しやすいのは、「集中ケンスス」→「地方ケンスス」という図式であろう。これは、同盟市戦争による全イタリアへのローマ市民権付与にともない、従来のようにローマで集中的に実施されるケンススがもはや維持できなくなり、新たなケンスス方式が採用されたとする理解である。この理解によれば、「ヘラクレアの青銅板」に盛り込まれている情報はまさにその変化を実証するものとなるだろう。それに対して、同盟市戦争以前においてもケンススはすでに地方共同体ごとに実施されていたという理解に立つならば、「地方ケンスス」の実施は全イタリアへのローマ市民権付与に対応した新たな措置ではなくなる。つまりこのままでは、同盟市戦争後のケンススに関して変容を語れなくなるのである。前稿において肝心の同盟市戦争後の考察が歯切れの悪いままに終わった理由は、ほかならぬこの点にあった。もちろん画一的な制度がイタリア全体へと拡大されたこと自体に意義はあるものの、その意義を十全に理解するためにも、前稿からさらに歩を進める必要がありそうである。

第二章　人口動態に関する論争から

（1）「地方ケンスス」の導入

本章では、デモグラフィ（人口動態・歴史人口学）研究に手がかりを求めていく。デモグラフィへの関心は、古代ローマ史の分野においてもかなり早くから見られたが[30]、本格的な研究の開始は一九九〇年代に入ってからといってよいだろう[31]。そのうち本稿と直接かかわってくるのは、前二二五年から前二八年にかけてのイタリアの人口動態をめぐる論争である。これは本来、当該期の経済や社会さらには政治動向をよりよく理解するために人口動態に注目することから始まった。だが、関連する史料が極めて限られているせいか、むしろそれを把握すること自体が目的化したかのような印象を受ける論争となっている[32]。私も以前グラックス改革との関連で、この論争の一端を紹介したことがある[33]。そこでは、ティベリウス・グラックスの改革の前提として、当時の人口動態がどうであったのかを問題とした。ティベリウスは、中小農民層の没落、彼らの衰退を憂えて改革を断行したとされてきたからである。本章は改めてこの論争を取り上げるが、その目的はいずれの説が正しいのか最終的な判断を下すことではない。そうではなく、あくまでも本稿の課題である同盟市戦争後のケンススと関連させてそこから有益な知見を取り出すことにある。なお、以下では最近の研究動向に従い、「ローカウント説」「ハイカウント説」という呼称を用いることとする。

まずは、「ローカウント説」と「ハイカウント説」の簡単な紹介から始めよう。この論争の争点は、前述のごとく、前二二五年から前二八年にかけてのイタリアの人口動態をどう評価するかにある。とくに前二八年の人口規模に関し

て、大きく見解が分かれる。「ローカウント説」と呼ばれているのは、K・J・ベーロッホ[34]およびブラントの研究[35]をもとにした従来からの通説である。[36] たとえばブラントは、前二八年の自由人人口に関して、四〇六万三〇〇〇人というケンススの数字をもとに（詳しくは後述）、二〇〜二五パーセントの登録漏れを加えて四八七万五〇〇〇〜五〇七万八〇〇〇人と算定し、そのうち約四〇〇万人がイタリアに居住していたのではないかとする。他方、前二二五年時点でのイタリアの自由人人口については、ポリュビオスの有名な記述をもとに（Polyb. 2. 23-24）、北イタリアを含めて約四四〇万人と算定している。[37] この説によれば、当該期間のイタリアの自由人人口は、約四四〇万人から四〇〇万人へと「減少」あるいはせいぜい「停滞」していたことになるだろう。

それに対して、「ハイカウント説」は「ローカウント説」を批判する形で生じてきた説であり、すでに一九二〇年代にT・フランクにより提唱されていたが、[38] 現在の中心論者はロ・カッショといってよいだろう。一九九四年以降ロ・カッショは、様々な機会に自説を展開しているが、[39] ここでは最もコンパクトにまとめられている二〇〇五年の論稿を取り上げることにしよう。[40]「ハイカウント説」の大きな特徴は、前二八年のケンススの数字をあくまでも成人男子市民の数と捉え、その結果、イタリアの自由人人口を通説よりかなり高く見積る点にある。ロ・カッショによれば、前二八年時点でのイタリアの自由人人口は、通説の約三倍にあたる一一五〇万〜一二二五万人になるという。前二二五年の人口も六〇〇万〜八〇〇万人と「ローカウント説」よりかなり高く見積られているものの、それでもこの説によれば、前二二五年から前二八年にかけて自由人人口は着実な「増加」を経験していたことになるだろう。[41]

この間デモグラフィ研究をリードしてきた論者のひとりであるW・シャイデルは、歴史研究は人気コンテストではないので「ローカウント説」の支持者が多いからといってそれが正しいとは限らないとする。[42] たしかにそれはその通

りで、正しいかどうかはともかく、現状では「ローカウント説」が依然として有力といってよいだろう。ちなみにシャイデル自身の立場はというと、L・デ・リフトが的確にコメントするように、「責任回避的なもの」（evasive position）となっている。[43] このことは、史料の決定的な不足にあって、当該問題の処理がいかに難しいかを如実に物語ってもいる。

さて、当該論争がまず本稿の課題と関連してくるのは、「ハイカウント説」が前七〇年の数字から前二八年の数字への「跳躍」を説明するにあたり、カエサル時代におけるケンスス方法の変化つまり「地方ケンスス」の導入を想定している点である。史料によれば、前七〇年のケンススの数字は九一万人であり、前二八年の四〇六万三〇〇〇人との間にはかなりの開きがある。そこでこの「跳躍」を説明するために、「ハイカウント説」は北イタリアのトランスパダナへの市民権付与や奴隷解放の増大を挙げるが、それだけでは十分に説明しきれず、さらにケンスス方法の変化を想定するのである（「ローカウント説」の説明については次節参照）。すなわち、それまでは都市ローマで集中的にケンススが実施されていたことによりイタリア地方都市の住民の登録はかなりの部分が漏れ落ちていた。ところが、「地方ケンスス」の導入により彼らの把握は完全なものに近づき、その結果が前二八年のケンススの数字にあらわれているという。

しかしながら、第一章で述べたように、すでに同盟市戦争以前からイタリア内では「地方ケンスス」が導入されていた可能性が高い。またたとえそうでなくとも、同盟市戦争後からカエサル時代にかけて、都市ローマで集中的にケンススが実施され続けていたとする説には無理がある。というのも、いまやイタリア全体へと市民権が行き渡った状況下で、遠隔地の人々がケンススのためわざわざ都市ローマへ赴いたとは考え難いからである。[44] 前七〇年のケンスス

にはすでに「地方ケンスス」の成果が反映されていると考えた方がよいのではないか。となれば、前七〇年から前二八年にかけてのケンススの数字の増加は「ハイカウント説」では説明がつかないことになるだろう。

（2）アウグストゥスのケンスス

つぎに、アウグストゥスによってなされたケンススそのものを見ていきたい。アウグストゥスの『業績録』にはケンススの数字が三つあらわれる。前二八年の四〇六万三〇〇〇人、前八年の四二三万三〇〇〇人、そして紀元後一四年の四九三万七〇〇〇人である（*RG*. 8. 2-4）[45]。「ローカウント説」はこれらの数字を全自由人と捉え、「ハイカウント説」は共和政期同様あくまでも成人男子市民と捉える。ちなみに『業績録』の当該個所では「ローマ市民が査定された」（capita civium Romanorum sunt censa）とのみ記されており、共和政期と変わらぬこの表現からすると、成人男子市民の登録を読み取る「ハイカウント説」がより自然な解釈といえよう。「ローカウント説」は史料に明記がないケンスス基準の変更――成人男子市民から全自由人への変更――を想定しなければならないからである[46]。しかしながら、「ハイカウント説」が抱える問題点については前節で検討したとおりである。

現在のところ私は「ローカウント説」に傾いているが、今述べた「ローカウント説」の難点も、アウグストゥスの意図・動機を考えることで説明がつくように思える。もちろん、ある人物の行動意図や動機なるものは所詮推測に頼らざるを得ない類のものであり、アウグストゥスが実際のところ何を考えていたのかはわからない。だが、『業績録』に記録されているからには、著者であるアウグストゥスがそこに強い思いを込めていたと考えそれを読み取ろうとすることは許されるであろう。ケンスス結果は単なる数字の羅列ではないのである。夙にブラントは、アウグストゥス

の動機が「人口問題」にあったと指摘し、それを彼の婚姻立法と関連づけた[47]。すなわち、ローマ帝国の繁栄のためにアウグストゥスの関心はもはや成人男子市民にとどまらず、女子や子供の数にまで及んだとするのである。まさにケンススに関するアウグストゥスの革新性といえよう。繰り返しとなるが、アウグストゥス時代のケンススの数字は、四〇六万三〇〇〇人→四二三万三〇〇〇人→四九三万七〇〇〇人と着実に増加している。共和政期よりはるかに大きな数字を掲げ、しかもそれが増大していく様を示すことは、アウグストゥスの政治的プロパガンダにとって大きな意味合いを持っていたに違いない。そのために共和政期とは異なる基準の数字が採用されていたことは大いにありうるといえようか。となると、ここからは本稿にとって重要な仮説が導き出される。すなわち、アウグストゥスは成人男子市民のみを表わす名簿と自由人全体を表わす名簿といった二種類の名簿を手にし、その中から後者を自分の目的によりふさわしいと判断して公表したのではないかという仮説である。少なくともアウグストゥスは二種類の数字を手にしていたのではなかろうか。

アウグストゥスのケンススをめぐっては、以上のように見解の相違があるものの、共和政期のケンススの数字に関してはそれを成人男子市民の数とするのが一般的であった。それに対してS・ヒンの近著は、共和政期のケンススの数字を成人男子市民の自権者（sui iuris）のみを指すと捉え、アウグストゥスのケンススの数字はそれに自権者である「孤児」と「寡婦」を加えたものとする新たな説を提唱した[48]。「自権者」とは、他者の家父長権の下にない人物であり、未成年者や女子の場合でも、父や祖父あるいは夫の死亡にともない自権者となりえた。そして戸口調査の数字をこのように理解した上で導き出される人口動態を、ヒンは「ミドルカウント説」と名付ける。彼女の計算によると、前二八年時点におけるイタリアの全自由人人口は五〇〇万〜一〇一五万人となり、その「もっともらしい中間

値」は、六七〇万人となるからである。なるほどこの値は、「ローカウント説」と「ハイカウント説」の中間に収まっている。ヒン自身が認めるように、当該説は決して彼女のオリジナルというわけではない。一九五二年の論文ですでにF・C・ボーンが、一九世紀に提起されながらもその後あまり顧みられなくなった説として自権者説を紹介し、それを支持している。[49]

この「自権者説」に対しては、師であるデ・リフトが、ヒンの著作中アウグストゥスのケンススに関する章が唯一説得力のない箇所であると厳しく批判しているが、[50]同感である。ただし、ヒンの主張を補強するためにシャイデルが注目した前四六五年と前一三一年に関するリウィウスの記述はさらなる検討に値する。[51]リウィウスは前四六五年に「孤児」と「寡婦」を除いたケンススの数として一〇万四七一四人を挙げ（Liv. 3. 3. 9; Liv. *Per.* 3）、[52]また前一三一年には「被後見人」（pupillos pupillas）と「寡婦」（viduas）を除いた数として三一万八二三人を挙げているのである（Liv. *Per.* 59）。これらの数字を前後のケンススと比較するならば、そこに顕著な変動は見られない（表1参照）。もしも共和政期のケンススに「孤児」や「寡婦」が含まれ、実際この両年だけ彼らが除かれたとするならば、ケンスス数にはそれとわかる落ち込みが見られたことであろう。だが、それは確認できないのである。ではなぜ、この両年に限ってこのような説明が付け加えられたのか。シャイデルは、これには前二八年と前八年に行われたケンススが関係しているのではないかとする。すなわち、同時代に実施されたアウグストゥスのケンススがほかならぬ「孤児」や「寡婦」を含んでいたので、それとの混同を避けるためリウィウスはわざわざこのような表現を用いたのではないかと解するのである。

この非常に興味深い見解に対してもデ・リフトが、前四六五年の記述に「といわれている」（dicuntur）という表

現があることを根拠に、当該箇所はリウィウス自身のコメントではなくリウィウスの典拠に見られた表現ではないかと批判している[53]。参考までに当該箇所の全文を引用するならば、次のようになる。

ついでケンススが実施され、クィンクティウスによってルストルムがなされた。孤児と寡婦［あるいは男女の孤児］を除いて一〇万四七一四人の市民が査定されたといわれている（Liv. 3. 3. 9）。

この箇所だけから判断すると、「孤児と寡婦を除いて」の表現をリウィウス自身のコメントとする解釈は依然成り立ちうるようにも思えるが、たとえそうでないとしても、「孤児」や「寡婦」を含み込んだ数字に関するこの史料の価値は変わらない。というのも、その種の数字が存在しなかったとすれば、リウィウスの典拠がわざわざこのような断り書きをする必要性はなかったと考えられるからである。つまり、成人男子市民に限定されないケンススの数字が、場合によってはリウィウスの執筆以前の共和政期からすでに存在していたということになるだろう。のみならず、その算出が独自の名簿をもとに行われていた可能性も高いのではないか。

（3） ケンススの手続きをめぐって

ヒンの近著はケンススの手続きに関しても非常に興味深い主張を展開している[54]。そこでつぎに、この手続きという観点から考察をさらに進めていくことにしよう。

共和政期にケンススの申告を行ったのは、自権者にあたる家父長（あるいはその代理人）であった。この点はキケ

ロやハリカルナッソスのディオニュシオスの記述からしてほぼ間違いない（Cic. *Leg.* 3. 7; Dion. Hal. 4. 15. 6, 5. 75. 3, 9. 36. 3）。その際、家父長は自身の正式の名前や年齢のほかに、家族構成や奴隷数・財産額について申告したようである。われわれは、ケンススの申告がそのまま史料の数字にあらわれていると考えがちだが、実は、両者はイコールではない。というのも、成人男子市民であっても他権者である人物は自身で申告することなく父や祖父の申告に含まれていたので、上記のような自権者による申告はそのままでは成人男子市民の数とはならず、ケンススの申告数はあくまでも自権者数にすぎないからである。ヒンの「自権者説」が出てくる所以はここにある。

ケンススのこのような性格は、その目的に即して考えるならばより明瞭となる。一般的にケンススの目的とされているのは、（a）徴兵、（b）徴税、（c）民会での投票単位の確定である。たとえば、（a）の徴兵のためのリストとして見ていくならば、申告を行った自権者の年齢構成は区々であり、おそらくそこには高齢者や身体的な理由で軍務に不向きな者も含まれていた。他方、他権者の成人男子市民はそこに含まれなかった。また徴兵のためには、一七歳から四六歳までの「若年組」（iuniores）と四七歳から六〇歳までの「老年組」（seniores）との区分も必要となるが、ケンススの申告をそのままの形でこの目的に使用することができなかったのは明白である。つまり、申告内容をもとに二次的な加工・編集が必要だったことになるが、その結果としてなんらかの名簿が作成されていた可能性は多いに考えられよう。同様のことは、（c）の民会での投票についてもいえる。トリブス民会や平民会の場合には、申告内容をもとにした投票トリブスごとのデータ加工が、またケントゥリア民会の場合には、さらに財産額に関する情報を加えた投票ケントゥリアごとの加工が必要となる。なるほど、この種の名簿も存在した証拠はない。そもそも民会での投票の際本人の同定がなされていたのかどうかに関してさえ論争がある[55]。しかしながら、民会での不正を未然に防

ぎ投票を効率よく進行させるためには、なんらかの名簿が必要だったのではなかろうか。

最後に、（b）の徴税に関してはどうであろうか。ここで徴税と呼んでいるのは、ローマ市民にとっての唯一の直接税にあたる戦時特別税（tributum）のことであり、ローマ当局は特別の戦費が必要となった場合にそれを割り振るためにも各人の財産額を査定していた[56]。共和政期ローマにおいて戦時特別税を提供したのは、自権者のうち成人男子市民のみであったと考えられている[57]。となれば、自権者である成人男子市民による申告は、そのままの形でこの戦時特別税の徴収に使うことができたであろう。しかしながら他方で、そのほかの租税、たとえば公有地の使用料や奴隷解放税の徴収等々のためには、「孤児」や「寡婦」をも含めた全市民の正確な財産額の査定も必要となる。先述の「孤児」や「寡婦」をも含み込んだ名簿の存在はまさにこの種の必要性を示唆しているといえよう。

以上、ケンススの申告から成人男子市民数の公示にいたるまでの過程を再構成することにより、申告内容をもとにして複数の名簿が作成されていた可能性が浮かび上がってきた[58]。とすれば、「ブラント－ロ・カッショ説」をさらに発展させる形で、前七〇年以降のケンススの「中断」に関して次のようにいえるのではないか。すなわち、ルストルムという儀式を経て最終的に公示された数字は成人男子市民のそれであり、「失敗」したケンススの場合、ルストルムが終了せず、それにより市民数も公示されることはなかった。しかし、ケンススを実施する監察官は、最終的なケンススの数字を公表する前であっても様々な加工・編集を施した幾種類かの名簿を手にしており、ケンススが無事完了した場合そのうち成人男子市民の数を公表したにすぎないのではないかと。このような複数の名簿の存在を示す直接的な証拠はないものの、その蓋然性は高いと私は考えている。

第三章　キケロの証言

同盟市戦争後のケンススの実態を知るための同時代史料として、われわれはキケロによる二つの弁護演説を手にしている。いずれもよく知られた史料であるが、本稿との関連で非常に重要な内容を含んでいるので、少し詳しく検討し前章での考察を補っておきたい。

ひとつは、前六六年の法務官キケロが行った『クルエンティウス弁護演説』である。これはクルエンティウスという人物が義父オッピアニクスを毒殺したとしてオッピアニクスの実子により訴えられた裁判であるが、ここでは、クルエンティウスの出身地ラリヌム[59]の「地方ケンスス」に関する部分が問題となってくる。キケロは殺害されたオッピアニクスの人物像を提示するために彼の悪行を数え上げ、その中でラリヌムにおける公文書の改竄についてもふれている。それによると、「彼［オッピアニクス］がラリヌムの監察官の公文書を変造したと都市参事会は一致して裁定した」（Cic. *Cluent.* 41）という。また同じ事件に関して、「彼［オッピアニクス］は自治都市の公文書を自分の手で改竄したと認定された」という（Cic. *Cluent.* 125）。

以上がこの事件に関する情報のすべてであり、情報量は非常に限られている。だが幸なことに、P・モローが文書行政と公文書の偽造に関する論文中で当該個所を詳細に検討しているので、それを導きの糸としていこう[60]。まず、そもそもこれはいつの出来事であろうか。オッピアニクスが公文書の改竄をおこなった可能性としては、都市公職者としての改竄と私人としてのそれが考えられる。前者は、市民名簿の不正な作成といってもよいだろう。ちなみに、ケ

ンスス名簿の改竄が話題となっているのは前七四年に行われた訴訟への言及箇所であるので、前七〇年のケンススはその候補とはなりえない。さて、オッピアニクスは前八二年、「内乱」の終焉とともにスッラの威を背景に故郷ラリヌムへと帰還し、現職の四人委員を廃して自らそれに就任したという（Cic. *Cluent.* 25）。スッラのプロスクリプティオ（追放・財産没収告示）が地方政治にも少なからぬ影響を与えたことを示す顕著な例である。この時点でラリヌム独自にケンススが実施された可能性もあるが、それを示す証拠はない[61]。同盟市戦争から前七四年の間で唯一ケンススが実施されたのは前八六年のことであり、ラリヌムでもそのための公職者が選出されたと考えられる。モローは、前八六年にオッピアニクスがこの職に就任していた可能性を排除しえないとする。だが、いかに地方都市でのこととはいえ、明らかにスッラ派であるオッピアニクスがマリウス‐キンナ派政権下の前八六年に公職に就任したとは考え難い。前八二年の軍事クーデタのごとき故郷帰還もそのような印象を強めている。となれば、当該記録の改竄はあくまでも一私人としての行為であり、時期は前八二年のラリヌム帰還後のいずれかの時点、またその対象は前八六年にマリウス‐キンナ派の都市公職者が作成した名簿と考えておくのが妥当であろう。残念ながら、その目的は不明である[62]。

以上のことに増して興味深いのは、どの過程での改竄であったのかをめぐるモローの議論である[63]。モローは、キケロが用いる tabulae publicae Larini あるいは tabulae publicae municipii という表現に着目する。実は第一章で紹介した「ヘラクレアの青銅板」では、「地方ケンスス」の実施に関して、当該都市での登録およびそれがローマへと送られた後のローマでの登録には tabulae といった単語が用いられ、その間の移送の段階については liberi といった単語が用いられている。そこでモローは、当該都市とローマ間の移動にはできるだけ軽量になるようにと、蠟引きの板

（tabulae）ではなく「写し」としてパピルスの巻子（liberi）が用いられたのではないかとし[64]、よって問題の改竄は移動の途中ではなくラリヌムにおける記録作成の時点か、あるいは都市ローマでそれが保管されていた時点ではないかと結論づけるのである。ここでは、この結論そのものより、記録媒体の違いに着目することによって、まずは地方都市において公文書（ケンススの申告書）から写しが取られ、それがローマへと運ばれた後そこでも公文書に転記がなされたという一連の手続きが明らかにされた点が重要となる。というのも、これにより技術的な面からも、ケンススの申告をもとにしてローマで複数の名簿が作成されていた可能性が高まってくるからである。名簿の転記から名簿の加工・編集まではあと一歩の作業であろう。

もうひとつの史料は、前六二年に行われた『アルキアス弁護演説』である。ここにはほかならぬヘラクレアにおける「地方ケンスス」の話題が出てくる。アルキアスはアンティオキア出身の著名な詩人であったが、前六五年制定の「外国人に関するパピウス法」をもとに市民権詐称の罪で訴えられたのであった。アルキアスはローマにおいてとりわけルクッルス家の愛顧を得ていたので、この訴訟の背後にはルクッルスの政敵であるポンペイウスがいたのではないかとの推定もなされている[65]。キケロは、自身にとって若き日の師でもあったアルキアスの弁護を引き受けた。当該裁判の争点については、谷栄一郎氏による的確な整理があるので[66]、まずはそれを参考に原告の主張を箇条書きにしておこう。

（a）被告アルキアスはヘラクレアの市民であると主張しているが、そのような記録がない。
（b）被告はローマのケンスス記録に記載がない。
（c）被告はローマ市民としての活動歴がない。

（d）前八九年の法務官への届け出は信用できない。

弁護を行うキケロにとって厄介だったのは、上記論点（b）とかかわる点、つまりローマ市民権獲得後に行われたケンススにおいて、アルキアスがいずれの名簿にも登録がなかった点である。キケロによれば、前回の前七〇年と前々回の前八六年のケンスス時にアルキアスは将軍ルクッルスとともに従軍していてローマ不在であり、またそれ以前の前八九年のケンススにおいては、そもそも「国民のいかなる部分も市民の査定がされることがなかった」という（Cic. *Arch.* 11）。そこでキケロは、同盟市戦争時のローマ市民権付与にまで遡って、アルキアスが合法的にローマ市民となったことを示そうとするのである。

アルキアスは、ユリウス法ではなくプラウティウス＝パピリウス法によりローマ市民権を獲得した。上記の論点（d）がそれにあたる。プラウティウス＝パピリウス法は、一般的には個人的な市民権付与に関する法と考えられている。だが、この法の正確な内容および先行するユリウス法との関連については不明な点が多い。対象者としてまず思い浮かぶのは、所属する共同体がいまだローマと戦闘状態であったためユリウス法の適用を受けることができなかった個人であろう。ところが、アルキアスの場合明らかにそれに該当しなかった。というのも、前述のように彼が属するヘラクレアは、激論の末、ユリウス法の受入れを決定しているからである。つまりアルキアスは、所属する共同体がいまだローマと交戦中だったからではなく、それ以外の理由でユリウス法の適用を受けることができなかったことになるが、当の理由に関しては、かつてA・N・シャーウィン＝ホワイトによって唱えられた説が最も合理的なように思える[67]。すなわち、アルキアスはヘラクレアに市民登録されていたものの、法の制定当時、実際にはローマに居住（domicilium）していたのでユリウス法の適用を受けることができなかったのであろう[68]。

プラウティウス＝パピリウス法に基づきローマ市民として登録されたことを証明するためには、その前提として、ヘラクレア市民であることの証明が必要である。そこでキケロはこの点に全力を注ぐ。ところが、上記論点（a）に見られるように、不運にもそのヘラクレアの市民名簿自体、同盟市戦争の最中に焼失していたようである。ちなみにキケロは、ヘラクレアのみならず、南イタリアのタレントゥム、ロクリ、レギウムそしてカンパニアのネアポリスもまた、アルキアスに対して市民権とその他の特権を与えたとしている。となると、アルキアスがローマ市民であることを証明するためにそれらの都市の市民であったことを証拠として持ち出してもよさそうであるが、不思議なことにキケロはそうしていない。おそらくアルキアスはあくまでもヘラクレア市民としてローマ市民権を獲得したので、これら諸都市の市民権は証拠となりえなかったのであろう。最終的にキケロは、アルキアスがヘラクレア市民でありそれ故ローマ市民であることを間接的に証明しようとするのである。

さて、このような内容を持つ『アルキアス弁護演説』は、ローマ市民権とケンススとの関連性を考察する上での第一級の史料であり、わが国においても、すでに岩井経男氏や毛利晶氏による考察がある[69]。とりわけ問題となるのは、ケンスス名簿に記載がないにもかかわらず、なぜアルキアスはローマ市民として認定される可能性があったのか、つまり、ケンスス名簿に記載されることの意味合い如何である。この点については、キケロ自身の有名な一節が直接的な手がかりを提供する。それによれば、「ケンススは市民権を確認するものではなく、ただ調査された者が当時市民として暮らしていたということを示すに過ぎない」という（Cic. *Arch.* 11）。当惑させられるような主張であるが、ケンススに登録がなくともローマ市民でありうるという主旨であることに間違いない。後半部は、毛利氏も指摘するように、それとは逆にローマ市民権を持たないにもかかわらずそこに登録された者がいることへの示唆であろう[70]。

ローマ市民全員がケンスス名簿に登録されていたのでないことは、前章の考察からも明らかである。故意による登録漏れも含め、ケンススは決して完全なものではなかった。だが、そのような人物がローマ市民であることの証明を求められるとなると、ケンスス名簿での不在は著しく不利となった。アルキアス訴追はまさにこの点を衝いたものであろう。キケロの弁護をもとにすれば、そのような場合、地方都市での市民としての登録がそれに代わる有効性を持ちえたことになる。つまり、ローマ市民権の確定にあたってケンスス名簿を補完するような名簿がほかにも存在していたことがわかるのである。[71]

このこととの関連で、論点（d）が新たに重要となってくる。先にも述べたように、これはプラウティウス＝パピリウス法の措置とかかわるものであり、前八九年にアルキアスもこの登録を行っていた。ところが、原告はその記録は信用できないと主張していた。そこでキケロは、なるほどこの年の法務官のひとりであったクラウディウスによる文書保管などはいい加減なものであるが、アルキアスが実際に出頭したメテッルス・ピウスの几帳面さは定評があると反論している（Cic. *Arch.* 9）。ここからは、本来のケンスス名簿とは別に前八九年の登録に関するなんらかの名簿が存在したこと、そしてこの種の名簿もまた、ローマ市民権の確定にあたってケンスス名簿を補完しえたことが読み取れるのである。しかも興味深いことに、それらの名簿は公文書として一箇所に纏められていたのではなく、それぞれの法務官のもとに保管されていたようである。[72]

以上の考察から、同盟市戦争後のローマにケンスス名簿以外にもいくつかの名簿が存在し、それらがローマ市民権の確定作業にあたって、ケンスス名簿に取って代わる機能を果しえたことが明らかとなった。言い換えるならば、市民権の確定という最重要な案件においてケンスス名簿は決して唯一絶対のものではなかったことになるが、前七〇年

以降のケンススの「中断」を考えるにあたって、この点は見落とすことができないように思われる。

おわりに

本稿での考察結果を纏め直すことにしよう。

同盟市戦争の結果としてイタリアの全自由人にローマ市民権が付与された。だが、直後に実施された前八六年のケンススでは史料中に見える人数からして新市民の登録は明らかに不十分であり、新市民が本格的に登録されたのは前七〇年のケンスス時であった。ところが、この前七〇年を最後にケンススは長らく中断することになる。前六五年、前六四年、前六一年、前五五年そして前五〇年と何度かケンススが試みられながらもルストルムという完了儀式にまでいたらず、いずれのケンススも「失敗」しているのである。次にケンススが無事完了したのは前二八年のことであった。この間ケンススに一体何が起きていたのであろうか。

この現象は、新市民の政治的影響力行使に対する妨害策として論じられることが多かった。だが、これはむしろケンススのあり方そのものから説明する必要がある。そこで本稿が注目したのが、ケンススの手続きさらには複数の名簿という論点である。まずケンススの手続きに関していえば、最終的なルストルムにいたらなくとも市民の登録は行われえたとの指摘が以前からなされている。前六五年以降の「失敗」したケンススにおいても名簿はすでに出来上がっており、その利用は可能だったのではないかとする理解である。この点は、ケンススの手続きを詳細に眺めることによりさらに説得的なものとなるだろう。ケンススの申告は実はそのままの形で史料に見られる成人男子の市民数

となったのではなかった。家父長による申告には他権者である成人男子も含まれており、市民数の確定のためには、申告データをもとにした二次的な加工・編集が必要だったからである。少なくともそこから成人男子市民を抽出する作業が不可欠だったといえよう。市民数の公示までにこのような手続きを経ていたとすれば、各人の申告はすでに終えていたもののなんらかの理由でルストルムが終了せず、それゆえ市民数の公示にいたらなかったというケースも十分考えられるのではないか。

上記のケンスス像は、「地方ケンスス」の実施という点からも想定可能である。同盟市戦争以前の「地方ケンスス」については論争があるものの、同盟市戦争以降に「地方ケンスス」が実施されていたのは確実といえよう。イタリア中のローマ市民を都市ローマに集めてケンススを行うなど、到底考えられないからである。第一章で紹介した「ヘラクレアの青銅板」からの知見によれば、その際、地方の担当者はケンススの通知を受けてから六〇日以内にケンススを実施しはじめ、ローマでケンススが完了する六〇日前までにその結果を使節によってローマへと送り、ローマの担当政務官は五日以内にそれを受け取ることになっていた。つまりこの規定からすれば、各地のデータがローマへと集められてからケンススの完了までには最低でも五五日間あったことになるが、いささか長いこのインターバルは名簿の転記のみならずなんらかの加工・編集がなされる期間だったのかもしれない。

つぎに、複数の名簿についてはどうか。これは二点ある。第一に、今述べた手続き論の延長線上で、最近の研究ではケンススの申告内容をもとに異なった目的に応じて複数の名簿が作成されていた可能性が指摘されている。すなわち、徴兵や民会での投票のためには、年齢や財産や所属トリブスごとに編纂した名簿が必要となるし、またすでに共和政期から「孤児」や「寡婦」をも含み込んだ名簿が存在した可能性が高いが、これはおそらく徴税に対応したもの

であろう。このような名簿のひとつとして、市民数に直結する男子市民の名簿も作られていたのかもしれない。第二に、従来、市民に関する名簿としてはケンスス名簿のみが想定され、そこへの登録が市民資格の条件とされる傾向にあった。だが、市民権の確定という点でケンスス名簿にとって代わるような名簿の存在が明らかとなってきたのである。そもそも「地方ケンスス」という制度からして、当該都市とローマで二つの名簿が存在したことは自明であり、前者も市民権確定のために利用されえた。さらに前八九年のプラウティウス＝パピリウス法に関する情報によれば、当該記録は申告の窓口となった各法務官のもとに保管されており、これもまた市民権確定のために利用されえたようである。つまり、都市ローマのケンスス名簿は、ローマ市民団にかかわる唯一の名簿ではなかったのである。

前七〇年以降ケンススが「中断」しているにもかかわらずなんら不都合が生じなかったように見える理由は、以上のようなケンススのメカニズムに求めて、大きな誤りはないであろう。たとえルストルムが終了せずよって正式にケンススが完了しなくとも、ケンススの過程で必要な名簿がすでに作成されていた可能性が高く、またそれに代わる他の名簿もたしかに存在していたからである。[73]「地方ケンスス」の実施は「ケンススの分散化（非集権化）」と呼ばれることもある。「ケンススの分散化（非集権化）」は、共和政初期以来のローマによるイタリア支配の基本方針に沿うものであり、ローマはイタリア支配の過程で敢えて中央集権的な制度を導入することはなかった。「地方ケンスス」の実施が少なくとも前三世紀にまで遡るという理解に立つならば、ローマ当局は同盟市戦争後もさして混乱を経ることなく、従来の方針の延長線上でこの問題を処理しえていたことになる。[74]となれば、本稿は同盟市戦争後のケンススの変容を検討することを課題としてきたが、やはり同盟市戦争後にこの分野で大きな変化は生じなかったとひとまずいえるのかもしれない。[75]同盟市戦争後のローマでは、イタリア全体へのローマ市民権付与にともないイタリアの統一が

促進され、それに合わせてローマへの権力集中も一段と進行したに違いない。しかし、イタリア内の地方自治は決して衰退することがなかった。いやそれどころか、ケンススに見られるように同盟市戦争後にその機能はむしろ強化され帝政期へと引き継がれていくのである[76]。

最後に、以上の考察を、タイトルで掲げた文書行政の進展という文脈中に位置づけることで本稿を終えることにしたい[77]。帝政期に入ると、ローマ市民に対して実施される帝国規模でのケンススは次第に廃れていった。既述のアウグストゥス時代を除いては、クラウディウス帝（Tac. *Ann.* 11. 25. 8; Plin. *NH*. 7. 159）とウェスパシアヌス帝の治世下（Plin. *NH*. 7. 162）での実施が知られるのみである[78]。その一方で、人的資源を掌握するための作業は様々なレベルで進展していった。たとえば、カエサルにより導入された都市ローマの戸口調査（レケンスス）については――直接的には無料穀物の配給にかかわるものであったが――、都市ローマの住民を把握するにあたって従来のトリブス単位のケンススに取って代わるような性格のものであったことが指摘されている[79]。また地方都市レベルではケンススを実施するための公職者が五年ごとに選出され続けたが、その際、よく事情の知られたポンペイの例にみられるように、ローマのケンススとは実施時期が一致しない場合もあった[80]。同様のことは、これまた情報量が非常に豊富な属州エジプトについてもいえ、そもそも属州エジプトのケンススの周期は五年ではなく一四年であった[81]。要するに、単一の「ケンスス名簿」ではなく、各目的に応じて様々な種類の名簿が作成され、より精緻な形で住民を把握するという方向に文書行政は進んでいったのである。このような流れが本格化するのは本稿で論じた同盟市戦争後のことであり、これこそは同盟市戦争後のケンススの変容と呼べるのかもしれない。

註

（1） Nicolet (1991), 123–147.
（2） 砂田（二〇〇八年）。
（3） 同、一五頁。
（4） たとえば、Wiseman (1969), 65–67; Kron (2005), 448–450.
（5） Luraschi (1996), 66–70 は、そもそも市民団の増大が政治的バランスを崩すのではないかという懸念が、一般に想定されている程深刻に受け止められていなかったとする。
（6） Wiseman (1969), 69–72. ニュアンスは異なるが、Taylor (1960), 120 も。
（7） Kunkel/Wittmann (1995), 425; De Ligt (2012), 96.
（8） Tibiletti (1959), 107–111.
（9） Brunt (1971/1987), 104–106, 700–702.
（10） Lo Cascio (2001b), 597–599.
（11） Pfeilschifter (2002), 443, n. 15 参照。
（12） キケロは、奴隷解放に関して、それが主人による「登録」後すぐに有効となるのか、それともルストルムが終了した時点であるのかをめぐって論争があったことを伝えている（Cic. *Orat*. 1. 183）。ローマ人も二つの段階を区別していたことの証といえようか。
（13） 二〇一四年に第二版が出された Flower (2004/2014)において、Population という章が追加されているのが印象的である。
（14） 以上、Hornblower/Spawforth (2012), s. v. Heraclea (1).
（15） 以下、当該碑文に関しては、Crawford (1996), I, no. 24 参照。
（16） 伊藤（一九九九）、三二一―三五〇頁。
（17） ラッフィ（二〇〇三）、七九頁は、「編纂的かつ異種混交的な性格」と表現している（一部、訳文を変更）。
（18） 毛利（二〇一〇）を参照しながら、今回訳文をより正確なものに改めた。
（19） Rudolph (1935/1965), 113–120.

(20) Von Premerstein (1922), 45–152; Johnson *et al.* (1961), 93.
(21) マイヤー（一九七八）、二七〇―二七一頁、Jehne (1987), 72, n. 20.
(22) 毛利（二〇一〇）、二八頁、註68もそのような理解に立っている。ただし、Simshäuser (1973), 137–144は、「ユリウス都市法」の可能性を支持する。また、『ローマ法令集』も、このような最近の研究動向を踏まえながらも、自治都市の業務を取り扱ったなんらかの「ユリウス法」が存在し、「ヘラクレアの青銅板」の一部がその法の一部である可能性を主張している（Crawford 1996, I, 359, 362）。他方、Giovannini (2008), 47–61は、「ヘラクレアの青銅板」の当該規定を前九〇年のユリウス法と同一視し、碑文で言及されている前述の「ユリウス都市法」も前九〇年のユリウス法ではないかとする。Givannini (2004), 187–204も参照。
(23) Schönbauer (1952), 109–132.
(24) De Martino (1956), 225–238; Frederiksen (1965), 194–198; Brunt (1971/1987), 519–523; Cullens (1989), 85–90; Lomas (1993), 95; Bispham (2007), 231.
(25) 近年、「集中ケンスス」説を改めて強力に唱えている論者として、ロ・カッショがいる。Lo Cascio (1990), 287–318; Lo Cascio (1997), 3–76; Lo Cascio (2001b), 565–603.
(26) Toynbee (1965), I, 220, 452, 456.
(27) Brunt (1971/1987), 36–43.
(28) Pieri (1968), 170–172; Galsterer (1976), 110–117; Humbert (1978), 310–325. 最近の研究としては、De Ligt (2007), 172–174; Northwood (2008), 264, n. 25など。
(29) Nicolet (1985); Nicolet (1987); Nicolet (1991), 123–147. ちなみに、前稿で「集中ケンスス」説の有力な論者として紹介したWiseman (1969)も、一九八一年の時点ですでに、ニコレの指摘をうけて自説を変更している（Cébeillac - Gervasoni 1983, 399）。
(30) Beloch (1886).
(31) 比較的早い研究として、Parkin (1992)がある。また、邦語文献として、一般向けではあるが、長谷川／樋脇（二〇〇四）が非常に参考となる。
(32) ローマ史におけるデモグラフィ研究の歩みとその主要な論点に関しては、Scheidel (2001b)参照。

（33） 砂田（二〇〇八a）′一〇一―七頁。
（34） Beloch (1886), 370-378, 435-443.
（35） Brunt (1971/1987).
（36） 「ローカウント説」支持は′Bernardi (1977), 97-98; Hopkins (1978), 33, 68; Morley (1996), 46-50. ただしモーリーは′後に「ハイカウント説」に理解を示してもいる（Morley 2001, 52-58）。ちなみに′『ケンブリッジ古代史』新版のFrier (2000), 811-813は′紀元後一四年のローマ帝国全体の人口を算定するにあたって′依然としてベーロッホの研究を出発点としている。
（37） Brunt (1971/1987), 113-120.
（38） Frank (1924); Frank (1933), 58-59, 315.
（39） Lo Cascio (1994); Lo Cascio (1999); Lo Cascio (2001a); Lo Cascio (2001b).
（40） Lo Cascio/Malanima (2005), 199-204.
（41） 最近の「ハイカウント説」支持は′Kron (2005).
（42） Scheidel (2008), 29.
（43） De Ligt (2012), 6, n. 18.
（44） 詳しくは′砂田（二〇〇八b）′一〇一―一頁参照。
（45） 史料が伝える数字の異同については′Nicolet (2000); Cooley (2009), 141-143; De Ligt (2012), 120-121参照。
（46） ただしcivisという語に関しては′それが市民身分の者すべてを指すのにも用いられたことはすでに指摘されている（Brunt 1971/1987, 114）。
（47） *ibid*., 114.
（48） Hin (2013), 293-294, 297.
（49） Bourne (1952).
（50） De Ligt (2012), 127, n. 200.
（51） Scheidel (2009). 公刊時期が相前後しているのは′これがHin (2013), 261-297のもととなっているHin (2008)への応答であること

による。

(52) ただし、リウィウスは、praeter orbos orbasque といった表現を用いているので、この箇所は「男女の孤児」を指す可能性もある (Hin 2013, 272, n. 42)。

(53) De Ligt (2012), 85, n. 27, 126, n. 194.

(54) Hin (2013), 265–274.

(55) Nicolet (1970); Nicolet (1976); Virlouvet (1996); Mouritsen (2001), 29.

(56) ちなみに、戦争終了の暁にはローマ当局は市民が供出した額を返還するのが原則であった。この戦時特別税は前一六七年に一旦廃止されるが、前四三年に復活している (Dio 46. 31. 3)。

(57) 関連する史料は、Liv. 7. 41. 8, 24. 18. 13–15; App. *BC*. 4. 32–33; Plut. *Publ*. 12. 3, *Cam*. 2. 4; Fest. 183 L.

(58) ヒンはふれていないが、ケンススの目的に応じた複数の名簿の存在については、政務官に関する概説書ですでに Kunkel/Wittmann (1995), 421, 429–430 が指摘している。

(59) ラリヌムの社会構造の分析として、Moreau (1983)がある。

(60) Moreau (1994).

(61) De Ligt (2012), 116.

(62) Moreau (1994), 135 はその目的を不正な市民登録にあったのではないかとする。

(63) *ibid*., 130–134.

(64) De Ligt (2012), 117 も「多分、パピルスの巻子の形」とする。

(65) Gruen (1974), 261–268.

(66) キケロー (二〇〇〇)、四五九―四六〇頁。

(67) Sherwin - White (1939/1973), 151-152.

(68) 基本的にシャーウィン＝ホワイト説を受け入れるのは、Badian (1964), 75-80; Brunt (1965/1988), 107-108 など。

(69) 岩井 (二〇〇〇)、一一一―一一三頁、毛利 (二〇一〇)、一六―一七頁。

(70) 毛利（二〇一〇）、一七頁。

(71) 同様の指摘は、すでにLuraschi (1978), 363によってなされている。もちろん、従来のケンススのイメージを大きく変えるこのような理解に対しては根強い批判もある。たとえば、Lo Cascio (2001), 598参照。

(72) そもそも共和政期のローマでは、公文書が私的に保管される場合が多かったことが指摘されている（Culham 1989, 100–115; De Ligt 2012, 96, n. 77）。ケンスス関連の記録も、歴代の監察官の自宅にあたかも家宝のように保管されていたようである（Dion. Hal. 1. 74. 5）。

(73) 毛利（二〇一〇）、一八頁は、ローマ人のケンスス名簿とは別にローマへ移住した「ラテン人だけの名簿」が存在した可能性を指摘している。

(74) Giovannini (2008), 61が同様の理解。

(75) 本稿と同じく前三世紀からすでに「地方ケンスス」が採用されていたという理解に立ちながらも、ニコレはある程度の変化を想定している。すなわち、「地方ケンスス」の実施後も、都市ローマとその近隣の住民、および都市機構を備えていない諸「村落」（pagi, vici, praefectura, conciliabula, fora）の住民は依然としてローマでケンススを行っていたが、スッラ以降の時代（おそらくカエサル時代）に、このうち諸「村落」の住民にも「ケンススの分散化」が適用されるようになったと考えているようである（Nicolet 1991, 127）。これら小共同体におけるケンススの実施は、同盟市戦争後のいわゆる「ムニキピウム化」（＝小共同体の都市化）とも密接に関連してくる（Pieri 1968, 169）。この興味深い問題に関する考察は他日を期したい。

(76) 帝政前期のイタリアに関しては、飯坂（二〇一四）参照。

(77) 古代ローマの文書行政に関しては、ボウマン（二〇〇六）が非常に参考となる。

(78) Rathbone (2001)は、エジプトから発見されたパピルスのうち、*PSI* XI 1183は属州ケンススの記録ではなくクラウディウスによる帝国規模でのケンススの写しではないかとする。

(79) Pieri (1968), 190–191; Nicolet (1987); Lo Cascio (1990), 292–308; Lo Cascio (1997), 3–23.

(80) 紀元後一五年の実施。ただし、アウグストゥスのケンススとの同時実施の例も、わずかではあるが知られている（Pieri 1968, 189–191）。

（81） Rathbone (1993); Bagnall/Frier (1994), 1-30.

参考文献

＊雑誌略号は′ *L'année philologique* による°

Badian, E. (1964), *Studies in Greek and Roman History*, Oxford.

Bagnall, R. S. /Frier, B. W. (1994), *The Demography of Roman Egypt*, Cambridge.

Beloch, K. J. (1886), *Die Bevölkerung der griechisch-römischen Welt*, Leipzig.

Bernardi, A. (1977), Sul popolamento dell'Italia antica, *Athenaeum* 55, 88-106.

Bispham, E. (2007), *From Asculum to Actium. The Municipalization of Italy from the Social War to Augustus*, Oxford.

Bourne, F. C. (1952), The Roman Republican Census and Census Statistics, *The Classical Weekly* 45-9, 129-135.

Brunt, P. A. (1965/1988), Italian Aims at the Time of the Social War, in Brunt, *The Fall of the Roman Republic and Related Essays*, Oxford 1988, 93-130.

—— (1971/1987), *Italian Manpower 225 BC - AD 14*, Oxford.

Cébeillac - Gervasoni, M. (ed.)(1983), *Les «Bourgeoisies» municipales italiennes aux IIe et Ier siècle av. J. - C.*, Paris/Naple.

Cooley, A. E. (2009), Res Gestae Divi Augusti. *Text, Translation, and Commentary*, Cambridge.

Crawford, M. H. (ed.)(1996), *Roman Statutes* I-II, London.

Culham, P. (1989), Archives and Alternatives in Republican Rome, *CPh* 84, 100-115.

Cullens, A. J. (1989), *Professio* and *Decoctio* in the *Tabula Heracleensis*, *AHB* 3. 3/4, 85-90.

De Ligt, L. (2007), Some Thoughts on the Nature of the Demographic 'Crisis' of the Second Century B. C., in Hekster, O. *et al*. (eds.), *Crises and the Roman Empire*, Leiden 2007, 167-181.

—— (2012), *Peasants, Citizens and Soldiers. Studies in the Demographic History of Roman Italy 225 BC - AD 100*, Cambridge.

De Ligt, L. /Northwood, S. (eds.)(2008), *People, Land, and Politics. Demographic Developments and the Transformation of Roman Italy 300 BC - AD 14*, Leiden.

De Martino, F. (1956), Nota sulla «Lex Julia municipalis», in *Studi in onore di U. E. Paoli*, Firenze 1956.

Flower, H. I. (ed.)(2004/2014), *The Cambridge Companion to the Roman Republic*, 2nd edn, Cambridge.

Frank, T. (1924), Roman Census Statistics from 225 to 28 B. C., *CPh* 19, 329-341.

—— (1933), *An Economic Survey of Ancient Rome* I: *Rome and Italy of the Republic*, Baltimore.

Frederiksen, M. W. (1965), The Republican Municipal Laws: Errors and Drafts, *JRS* 55, 183-198.

Frier, B. W. (2000), Demography, in Bowman, A. K. *et al*. (eds.), *The Cambridge Ancient History* XI, 2nd edn, Cambridge 2000, 787-816.

Galsterer, H. (1976), *Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien*, München.

Giovannini, A. (2004), Die Tabula Heracleensis: Neue Interpretationen und Perspektiven. Teil I: Die frumentationes, *Chiron* 34, 187-204.

—— (2008), Die Tabula Heracleensis: Neue Interpretationen und Perspektiven. Teil II: Die lex Iulia municipalis, *Chiron* 38, 47-61.

Gruen, E. S. (1974), *The Last Generation of the Roman Republic*, Berkeley.

Hopkins, K. (1978), *Conquerors and Slaves*, Cambridge.

Hin, S. (2008), Counting Romans, in De Ligt/Northwood (2008), 187-238.

—— (2013), *The Demography of Roman Italy. Population Dynamics in an Ancient Conquest Society 201 BCE - 14 CE*, Cambridge.

Hornblower, S. /Spawforth, A. (eds.)(2012), *The Oxford Classical Dictionary*, 4th edn, Oxford.

Humbert, M. (1978), *Municipium et civitas sine suffragio. L'organisation de la conquête jusqu'à la guerre sociale*, Rome.

Jehne, M. (1987), *Der Staat des Dictators Caesar*, Köln/Wien.

Johnson, A. C. *et al*. (eds.)(1961), *Ancient Roman Statutes*, Austin.

Kron, G. (2005), The Augustan Census Figures and the Population of Italy, *Athenaeum* 93, 441-495.

Kunkel, W. /Wittmann, W. (1995), *Staatsordnung und Staatspraxis der römischen Republik* II. *Die Magistratur*, München.
Lo Cascio, E. (1990), Le *professiones* della *tabula Heracleensis* e le procedure del *census* in età Cesariana, *Athenaeum* 78, 287-318.
—— (1994), The Size of the Roman Population: Beloch and the Meaning of the Augustan Census Figures, *JRS* 84, 23-40.
—— (1997), Le procedure di recensus dalla tarda repubblica al tardo antico e il calcolo della popolazione di Roma, in *La Rome impériale. Démographie et logistique*, Roma 1997, 3-76.
—— (1999), The Population of Roman Italy in Town and Country, in Bintliff, J. /Sbonias, K. (eds.), *Reconstructing Past Population Trends in Mediterranean Europe (3000 BC - AD 1800)*, Oxford 1999, 161-171.
—— (2001a), Recruitment and the Size of the Roman Population from the Third to the First Century BCE, in Scheidel (2001a), 111-137.
—— (2001b), Il *census* a Roma e la sua evoluzione dall'età «Serviana» alla prima età imperiale, *MEFRA* 113, 565-603.
Lo Cascio, E. /Malanima, P. (2005), Cycles and Stability. Italian Population before the Demographic Transition (225 BC - AD 1900), *Rivista di storia economica* 21-3, 197-232.
Lomas, K. (1993), *Rome and the Western Greeks 350 BC - AD 200. Conquest and Acculturation in Southern Italy*, London.
Luraschi, G. (1978), Sulle 'leges de civitate' (Iulia, Calpurnia, Plautia Papiria), *SDHI* 44, 321-370.
—— (1996), La questione della cittadinanza nell'ultimo secolo della Repubblica, in Milazzo, F. (ed.), Res publica *e* princeps. *Vicende politiche, mutamenti istituzionali e ordinamento giuridico da Cesare ad Adriano, Atti del convegno internazionale di diritto romano, Copanello 25-27 maggio 1994*, Napoli 1996, 35-99.
Moreau, P. (1983), Structures de parenté et d'alliance à Larinum d'après le *Pro Cluentio*, in Cébeillac - Gervasoni (1983), 99-123.
—— (1994), La mémoire fragile: falsification et déstruction des documents publics au Ier s. av. J.- C., in Nicolet, C. (ed.), *La mémoire perdue. À la recherche des archives oubliées publiques et privées, de la Rome antique*, Paris 1994, 121-147.
Morley, N. (1996), *Metropolis and Hinterland: The City of Rome and the Italian Economy 200 BC - AD 200*, Cambridge.
—— (2001), The Transformation of Italy, 225 - 28 BC, *JRS* 91, 50-62.

Mouritsen, H. (2001), *Plebs and Politics in the Late Roman Republic*, Cambridge.
Nicolet, C. (1970), Le livre III des «res rusticae» de Varron et les allusions au déroulement des comices tributes, *REA* 72, 113-137.
—— (1976), Tessères frumentaires et tessères de vote, in *L'Italie préromaine et la Rome républicaine. Mélanges offerts à J. Heurgon*, Roma 1976, 695-716.
—— (1985), Centralisation d'état et problème du recensement dans le monde gréco-romain, in *Culture et idéologie dans la genèse de l'état moderne*, Rome 1985, 9-24.
—— (1987), La table d'Héraclée et les origines du cadastre romain, in *L'urbs. Espace urbain et histroire (I*er *siècle av. J. - C. - III*e *siècle ap. J. - C.)*, Roma 1987, 1-25.
—— (1991), *Space, Geography, and Politics in the Early Roman Empire*, Ann Arbor.
—— (1991/2000), Les Fastes d'Ostie et les recensements augustéens, in Nicolet, *Censeurs et publicains. Économie et fiscalité dans la Rome antique*, Paris 2000, 189-196.
Northwood, S. (2008), Census and Tributum, in De Ligt/Northwood (2008), 255-270.
Parkin, T. G. (1992), *Demography and Roman Society*, Baltimore 1992.
Pfeilschifter, R. (2002), Die Brüchigkeit der Rituale. Bemerkungen zum Niedergang der römischen Zensur, *Klio* 84, 2002, 440-464.
Pieri, G. (1968), *L'Histoire du cens jusqu'à la fin de la République romaine*, Paris.
Rathbone, D. (1993), Egypt, Augustus and Roman Taxation, *Cahiers du Centre G. Glotz* 4, 81-112.
—— (2001), *PSI* XI 1183: Record of a Roman Census Declaration of A. D. 47/8, in Gagos, T. /Bagnall, R. S. (eds.), *Essays and Texts in Honor of J. David Thomas*, Exeter 2001, 99-113.
Rudolph, H. (1935/1965), *Stadt und Staat im römischen Italien. Untersuchungen über die Entwicklung des Munizipalwesens in der republikanischen Zeit*, Leipzig/Göttingen.
Scheidel, W. (ed.)(2001a), *Debating Roman Demography*, Leiden.
—— (2001b), Progress and Problems in Roman Demography, in Scheidel (2001a), 1-81.

—— (2008), Roman Population Size: The Logic of the Debate, in De Ligt/Northwood (2008), 17–70.
—— (2009), When Did Livy Write Books 1, 3, 28 and 59?, *CQ* 59–2.
Schönbauer, E. (1952), Die Tafeln von Heraklea in neuer Beleuchtung, *AAWW* 89.
Sherwin - White, A. N. (1939/1973), *The Roman Citizenship*, 2nd edn, Oxford, 151–152.
Simshäuser, W. (1973), *Iuridici und Munizipalgerichtsbarkeit in Italien*, München.
Taylor, L. R. (1960), *The Voting Districts of the Roman Republic. The Thirty-five Urban and Rural Tribes*, Roma.
Tibiletti, G. (1959), The 'comitia' during the Decline of the Roman Republic, *SDHI* 25, 94–127.
Toynbee, A. J. (1965), *Hannibal's Legacy: The Hannibalic War's Effects on Roman Life* I-II, Oxford.
Virlouvet, C. (1996), Une allusion varronienne aux fraudes de Clodius? À propos *de res rusticae* III, 5, 18, *MEFRA* 108, 873–891.
Von Premerstein, A. (1922), Die Tafel von Heraclea und die acta Caesaris, *ZRG* 43, 45–152.
Wiseman, T. P. (1969), The Census in the First Century B. C., *JRS* 59, 59–75.
飯坂晃治（二〇一四）『ローマ帝国の統治構造 —— 皇帝権力とイタリア都市 ——』北海道大学出版会。
伊藤正（一九九九）『ギリシア古代の土地事情』多賀出版。
岩井経男（二〇〇〇）「同盟市戦争後のイタリアをめぐる諸問題 —— ローマ市民権 ——」『ローマ時代イタリア都市の研究』ミネルヴァ書房、一〇七—一三二頁。
キケロー（二〇〇〇）『キケロー選集 二』岩波書店。
砂田徹（二〇〇八a）「「グラックス改革」再考 —— 前一三三年の出来事をめぐる近年の研究から ——」『西洋史論集』一一号、一—二六頁。
——（二〇〇八b）「古代ローマのイタリア支配と戸口調査（ケンスス）——「ヘラクレアの青銅板」の検討を中心に ——」『西洋史研究』新輯第三七号、一—二二頁。
長谷川岳男／樋脇博敏（二〇〇四）『古代ローマを知る事典』東京堂出版。
A・K・ボウマン／後藤篤子訳（二〇〇六）「ローマ帝国における官僚制と文書」深津行徳／浦野聡編『古代文字史料の中心性と周縁性』

春風社、六九―九二頁。
E・マイヤー／鈴木一州訳（一九六四／一九七八）『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店。
毛利晶（二〇一〇）「古代ローマの市民権とケーンスス（戸口調査）――所謂 ius migrandi に考察の手掛かりを求めて――」『西洋史研究』新輯第三九号、一―三二頁。
U・ラッフィ／田畑賀世子訳（二〇〇三）『古代ローマとイタリア』ピーザ。

追記

オランダ人研究者の人名表記については、西洋言語学講座の清水誠氏のご教示を得た。また、エウセビオスおよびヒエロニュムスについては、西洋文学講座の戸田聡氏のご教示を得た。記して感謝したい。